

中国「残留孤児・婦人」2世が 人間の尊厳をもって 笑顔で暮らしていくために —法律の改正を求めていきます—



九州中国帰国者二世連絡会
日本中国友好協会

中国「残留孤児・婦人」関連年表

戦 前

1894	日清戦争
1904 2	日露戦争（宣戦布告～1905.9（講和条約（ポーツマス条約）調印）、ロシアから中国東北部の旅順、大連等の租借権、南満州鉄道経営権を獲得。
1931 9.18	満州事変（関東軍が柳条湖事件を起こし中国軍の犯行と発表）。
1932 3.1	「満州国」の建国を宣言。
10.15	満州（試験）移民開始。以後 1945年まで約27万人の開拓民送出し。
1936 8.25	広田弘毅内閣が「七大國策」を決定し、20年間で開拓民 100万戸、500万人の送出を計画。
1937 7.7	慮溝橋事件。日中戦争開戦。
11.30	近衛内閣「満蒙開拓青少年義勇軍」の送出を閣議決定。1938年から1945年の敗戦までの8年間に約8万6000人の青少年（16～19歳）の送出し。
1939 12.22	満州開拓政策基本要綱決定。移民を重要国策と位置づけ。
1941 12.8	太平洋戦争開戦。
1945 4.5	ソ連が日ソ中立条約の不延長を日本に通告。
5.30	「満鮮方面対ソ作戦計画要綱」を策定。満州の4分の3に及ぶ地域の防衛と邦人保護を放棄した。
7.10	満州の18歳以上45歳以下の男性を一斉召集（「根こそぎ動員」）。
8.9	ソ連軍が満州に侵攻。
8.10	関東軍は「朝鮮は防衛、満州は放棄」との命令を出し、ソ連と戦わないまま、秘密裏に南方に撤退。残された開拓団民（老人、女性、子供が主）の「死の逃避行」始まる。開拓民の犠牲者数は7万8450人に達し、開拓関係者の3割が死亡。
8.15	日本無条件降伏。

戦 後

1949 10.1	中華人民共和国成立。日本は承認せず日中國交断絶。中国残留邦人の帰国は事実上不可能に。
1951 9.8	サンフランシスコ平和条約調印。
1952 12.1	中国が在留邦人の帰国を支援する意思を表明し、民間レベルでの引き揚げが開始された（中国紅十字会と、日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡会との間で北京協定締結）。
1958 5.2	長崎切手展で中国国旗侮辱事件が発生し、民間レベルの引き揚げ中断。
12.1	未帰還者の特別一斉調査。中国地域の未帰還者は約2万2000人。
1959 3.3	「未帰還者に関する特別措置法」公布。「戦時死亡宣告」という制度を立法化し、約1万4000名の残留邦人の戸籍を抹消し、調査が打ち切られた。
1966	「文化大革命」始まる（～1976年）。
1972 9.29	日中共同宣言に基づき日中國交回復。
1973	民間レベルでの肉親探し開始。しかし、日本政府は出入国管理及び難民認定法上の外国人として扱い、「身元保証人」を要求。身元未判明の残留邦人は、在日親族がないため永住帰国が事実上不可能。
1981 3.2	日本政府による訪日調査開始。しかし、全ての残留邦人が比較的容易な手続きで日本に帰国することができるようになったのは1995年以降。
1984 2.1	中国帰国孤児定着促進センター（埼玉県所沢市、後に中国帰国者定着促進センターに改称）開所。
1998	「自立研修センター」開所。
2002	帰国者1世は国の謝罪と賠償を求めて全国15地裁に提訴
2007	「新・支援法」制定
2008	「新・支援法」施行
2014	帰国者1世が死去した後の配偶者への「新・支援法」の適用を決定

中国残留邦人帰国者2世の問題とは何か？

中 国残留邦人帰国者1世に対しては、日本政府は、全国各地での国賠訴訟の提起を受けて、2008年に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（現在の名称、以下「新支援法」といいます）を改正し、生活保護に替わる制度として、生活支援給付と老齢年金の満額支給（月6万6000円）等の支援を行っています。また、2014年からは、新支援法を改正して、1世と死別した配偶者について老齢基礎年金の2／3相当額の配偶者支援金（月約4万4000円）の支給という支援も行っています。

その一方で、2世に対しては、ほとんど支援がなく、特に2世の中でも多くを占める私費帰国の2世については、そもそも新支援法・施行規則上の「家族等」の定義（永住帰国時に同行する配偶者や原則として20歳未満かつ未婚の実子）から除外されてしまっています。そのために、2世の多くは、日本語がままならず、安定した仕事に就けず、決して少なくない2世が、高齢化した現在、年金も無支給又は低額しか受給できず、生活保護に頼らざるを得ないという支援法改正前の1世と同様に過酷な状況に置かれています。これが、今なお残されている中国残留邦人帰国者2世の問題です。

この問題に対し、日本政府は、戦後生まれの2世については「今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住

することを余儀なくされた」（支援法1条）という特別な事情がないなどとして、2世への老後の支援等を拒絶してきました。

し かしながら、そもそも、2世の多くは、日本政府の戦後の1世に対する帰国支援の欠如、帰国妨害の結果、1世の帰国が30年～50年遅れ、その遅れがそのまま2世に影響し、30～50歳になってからの帰国を余儀なくされたものです。

また、日本政府が、家族の繋がりを無視して、1世と国費同伴帰国できる2世を、原則として20歳未満かつ未婚に制限した結果、2世の帰国は余計に遅れてしまったものであり、この政策も誤りであったといわざるを得ません。

さらには、私費帰国の2世は、帰国後も、定着促進センターに入所しての日本語教育などの支援も受けられなかったもので、これ自体、自立を促す観点からは誤った政策であったといえます。

その結果、2世は、1世の配偶者と同様に、1世と「長年にわたり労苦を共にし」（新支援法1条）、1世を支えるために永住帰国した経緯があり、かつ、日本語が不自由で、老後の蓄えもない状況が2世にもあり、「自立の支援を行う」必要がある（同法1条）にもかかわらず、過酷な状況に陥ってしまっているのです。

このように、2世の現状は、戦後の日本政府の誤った政策が招いた結果といえるのであって、日本政府の責任において改善すべきものといえます。

中国残留帰国者問題の残された課題

日中戦争(1931-1945)に端を発する中国残留帰国者問題は、2002年から始まった全国各地の国家賠償請求集団訴訟を契機に、帰国遅延による日本語習得の困難性や就労の困難性を理由に自立のための生活支援・社会的支援が中核的な問題になりました。そして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（1994年制定）が改正され、帰国者1世への新支援策が2008年4月から施行されました。

〈「新支援法」の主な内容（概要）〉

【1】国民年金の満額支給

国民年金の満額（月約6万6千円）が支給されるためには、国民年金保険料を20歳から60歳まで40年分全額を納入しなければなりません。40歳代後半に帰国した中国「残留孤児・婦人」は納入が不可能です。「新支援策」は、国が国民年金保険料相当額を一時金として支給し、それを帰国者に代わって保険料の追納することにより、中国「残留孤児・婦人」が満額の国民年金が受給できるようにしました。

【2】支援金給付

国民年金の満額支給（月額6万6千円）だけでは生活できませんので、生活支援を行うのが「支援給付」です。支援給付制度は「生活保護からの脱却」を強く求めてきた中国「残留孤児・婦人」達の要望を考慮して、15万円程度で暮らせるように配慮した制度です。「新支援法」はこの支援給付を盛り込みました。その他、医療支援を受ける場合の「本人確認証」の発行などの配慮や、中国の親族訪問などで渡航した時も2か月は支援給付が停止されないことも含まれています。

【3】地域社会における生活支援

市町村が主体となり、地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等の方々が地域で生き生きと暮らし、地域社会に気軽に参加できるような仕組みを作ることを目的とするものです。これには、日本語習得のための支援や就労支援

が含まれています。

〈帰国者1世の配偶者への支援〉

特定中国残留邦人等が亡くなった後、配偶者に対する支援は、支援給付のみとなるところ、残された配偶者の大半は、高齢であり、また、日本語が不自由であり、さらに、日本の生活習慣に不慣れのため、支援給付だけでは日本で生活することは困難な事情を抱えています。そのため、特定中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者に対し、特定中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて、老齢基礎年金の2/3相当額（配偶者支援金）を支給することとする中国残留邦人等支援法改正法（新支援法第15条）が2014年10月1日から施行されることになりました。

〈帰国者2世への支援の必要性〉

以上のように、帰国者1世とその配偶者に対しては、2008年と2014年にそれぞれの支援拡充に向けた法改正がされていますが、帰国者2世への支援は法制度化されていません。しかし、親（帰国者1世）の帰国遅延が子（帰国者2世）の帰国遅延に直結し、日本政府が国費による同伴帰国を制限しているため、更に帰国が遅れています。そのため、帰国者2世の帰国時年齢は平均的な帰国者1世の帰国時年齢と大きく変わらず、帰国後の日本語習得の困難性や就労の困難性は帰国者1世と同様です（帰国者1世との同質性）。

また、帰国者2世は、中国においては、親（帰国者1世）と共に日本人と差別されながら支え合い、親（帰国者1世）の帰国後においては、親の世話をするために中国での仕事を辞めて日本に来ています。そのため、親（帰国者1世）と長年にわたり労苦を共にしてきた事情は、帰国者1世の配偶者と同様です（帰国者1世の配偶者との同質性）。

帰国者2世に対する生活支援・社会支援の必要性は、帰国者1世・配偶者と変わることではなく、帰国者2世の支援を法制度化しない合理的な理由はありません。

全国の帰国者2世のアンケート集計結果

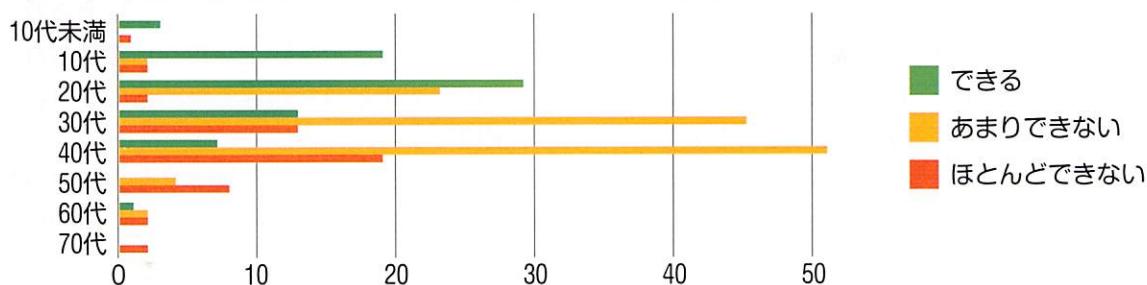
日中友好協会は2021年（令和3年）8月～12月にかけてアンケート調査を行い、19都府県から321名の回答を得ました。そして、各回答を元にクロス集計を行ったところ、中国残留邦人帰国者2世（帰国者2世）への支援の必要性と相当性が読み取れるのではないか、また、中国残留邦人帰国者1世（帰国者1世）やその配偶者と比較した場合、帰国者2世への支援を目的とする施策（法律の制定・改正）を行わない合理的な理由を見出すことが逆に困難ではないか、との結論を得るに至りました。（以下ではクロス集計結果の一部を掲載します。）

●「帰国者2世の生活保護受給率の高さの異常性」

	アンケート回答数	生活保護利用者数	生活保護率
集計全体	321	200	62.3%
日本全体			1.6%

●「帰国年齢と日本語理解力」

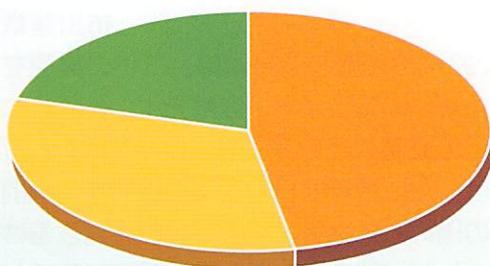
帰国年齢と日本語理解力（日本語を聞いて理解できますか？）



●クロス集計6 「帰国態様と帰国後の就労状況」

[国費帰国]

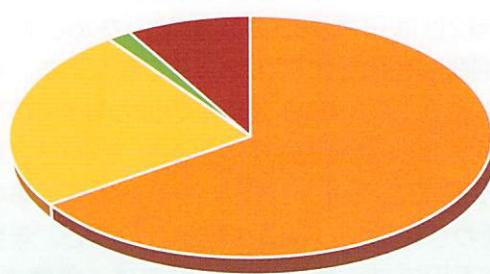
帰国後の初めての仕事は？



- アルバイト・パート (32)
- 会社員・派遣社員 (22)
- 無回答 (14)

[私費帰国]

帰国後の初めての仕事は？



- アルバイト・パート (146)
- 会社員・派遣社員 (54)
- 会社役員・自営・経営者 (4)
- 無回答 (17)

帰国者2世の訴え＆支援者の声

2世の悔しい思いと苦しみを 繰り返してほしくない

NPO中国帰国者の会

大塚栄子さん

私は「残留婦人」である母鈴木則子（終戦当時14歳）と中国人の父との間の末っ子で、姉と兄が二人ずついます。母は日中国交回復後に、大変な苦労の末に私を連れて帰国しました。日本政府は何もしてくれませんでした。帰国者には男女差別もあります。帰国者1世が男性の場合、2世などの子孫はいつでも日本国籍が取れますか、母が残留婦人である私のような場合は父系主義の国籍法によって「帰化」するしかなく、日本語能力がなければこの「帰化」も困難で、毎年在留資格を更新しなければなりません。姉の年金は月5万円しかなく、生活保護とあわせて月9万円での生活を強いられています。日本政府が長年にわたって母たちを放置した上に、女性差別の法律で苦しい生活をしている2世がいることを忘れないでください。

尊厳ある老後の生活を

九州中国帰国者2世連絡会

会長 小島北天さん

私は1997年に50歳で帰国しました。自立研修センターで8か月間、日本語を勉強しました。帰国者2世は日本語がわからないため、低賃金、過酷な仕事を余儀なくされてきました。私が正社員として仕事ができたのはわずか4年です。他は草刈りや皿洗いなどいろいろやりました。不景気だと最初にクビにされ、私も仕事を6回変わりました。帰国が遅かったので、年金は約1万円です。生活は苦しいです。帰国者2世の生活保護受給率は62.3%です。老後の生活は厳しく心配です。現状を変え、尊厳ある生活を送るため、日中友好協会の協力の下、政府に問題解決を求める請願署名活動を行っています

す。みなさんの支援が私たちの尊厳ある老後の生活をもたらします。

二世の心の声

中国帰国者長崎県二世の会

会長 宮崎一也さん

1998年、妻と子供と一緒に母の故郷である長崎市に帰ってきました。母の願いで私達3人は日本国籍を取るために帰化しました。

長崎県二世の会は、2019年に組織され、会員は110世帯（157人）です。大多数の人が帰国後、日本語学習を受けることが出来ず、差別され、孤立しています。重労働の仕事しかなく、給料は少なく、八割の人が鬱病になっています。生活は苦しく、生活保護費は下げられる一方です。墓参りで中国に行く期間も短縮され、2週間が過ぎると少ない生活費から減額されます。帰国後30年余りが過ぎて高齢者になり、生活は困難です。

二世の会結成以来、新支援法案を実現するために、多くの会員が苦しみ亡くなった人の追悼活動、地域の大清掃等の活動に参加しながら、国民の理解と認知を得ようと努力をしています。

私も署名しました

日中友好協会大阪府連合会

布川雅章さん

2021年8月署名活動開始。二世の実態を、Hさん制作のスライド、浅野先生の資料、二世たちとの交流などで「了解」し「理解」し「呼びかけ」た。今年は日中国交回復50年。戦前、戦後の国策の犠牲者、その二世の生活改善は日本国として当然のこと、早く救済してほしい。猪苗代湖畔の友人は署名約300筆を11月京都嵐山日中不再戦の碑の前で、支援委員代表に提出。これに励ましを受け、わたくしの署名も加速した。

二世問題の解決なくして、残留日本人問題の解決なし

摂南大学学長付・特任教授 浅野慎一

中 国残留日本人の二世は、年齢も30歳代から70歳代と幅広く、帰国後の就労状況、生活状況、日常言語などが様々であり、多様性に富んでいます。そして、この多様性のために、二世全体に共通する「二世問題」は見えにくくなり、何か問題があっても個人差とみなされてしまいがちです。

でも、二世の多様性は単なる個人差ではありません。日本政府の政策によって作り出された多様性です。

日本政府は、残留日本人（一世）の帰国を厳しく制限しました。そこで一世は帰国が遅れ、日本に帰国した後も苦難の生活を余儀なくされました。そして政府は二世の帰国を、一世よりもさらに一層厳しく制限しました。一世が帰国する時点で20歳以上だった二世には、同伴帰国を許さなかったのです。そのため、二世の帰国の時期・年齢は多様化し、特に年長の二世は一世よりも大幅に帰国が遅れてしまいました。

19 80年代までに20歳未満で、一世と同伴帰国できた若い二世は、二世全体の2割程度にすぎません。こうした若い二世には、一部ではありますが、日本の学校で学び、中国と日本の両方の文化を生かして活躍している人もいます。しかし若い二世もやはり、同世代の日本生まれの日本人と比べれば、大きなハンディを背負っています。特に義務教育の学齢を越えて16歳以上で帰国した若い二世には、日本で高校に

進学できず、不安定な就職・生活を余儀なくされてきた人が少なくありません。

二世の約8割は、1990年代以降になってから20歳以上で帰国しました。その約半数は、40歳をすぎるまで帰国できず、現在はもう60～70歳代になっています。こうした中高年の二世は、日本で公的な日本語教育を受けられず、言葉もほとんどできないまま、帰国した直後から苛酷な労働条件の下、非正規雇用で働くしかありませんでした。職場での労災事故の発生率は驚くほど高く、重労働のために身体を壊した人も少なくありません。また帰国が大幅に遅れたため、退職後の年金はとても少額で、年金ではまったく生活できません。公的な医療通訳もなく、安心して医療も受けられません。中国語で介護が受けられる施設も少ないので、言葉も通じない中、孤立した「老老介護」も蔓延しています。中高年の二世は、かつての残留孤児（一世）とほとんど同じ、または公的支援がまったくなかったので一世よりも深刻な苦難の生活を強いられています。

中 国残留日本人の二世は、一世と同様、日本政府による帰国制限政策、および自立支援の欠如が生み出した被害者です。二世問題の解決なくして、中国残留日本人問題の真の解決はありません。残留日本人の歴史的被害を、次の世代にまで積み残してはなりません。二世問題の解決を、心より期待します。

市民の応援に支えられて

帰国者2世の活動は多くの市民の支援に支えられています。クラウドファンディングに寄せられたメッセージの一部を紹介します。

- 全ての人が普通に生きていける社会の実現を。
- 皆様のご苦労を思うと胸が痛みます。
- 国が責任を持つのはあたりまえのことだと思います。
- 中国残留孤児二世の方々が、日本で人間としての尊厳を大切にされ、安全に安心して生きていける社会を。
- 母が「満州」生まれなので残留孤児の問題は他人事ではありません。
- こんな不条理を放置してきたことが現在の日本を生み出してきたのだと思います。
- 私は鞍山生まれです。昭和21年に葫蘆島から博多に引き上げてきました。残留孤児は他人ごとではありません。
- 日本の社会がもっともっと優しくなれま
- すように。
- 言葉に尽くせぬ苦労をしてきた残留孤児の皆さんとそのご家族が、故郷に受け入れられ、優しい人たちに会うことが出来ることを心から願ってやみません。この歴史を風化させることなく、次世代にも伝えていくことが大切だと強く感じています。
- 多くの棄民を生み続ける政治が今も続いている。
- 戦争が生んだ悲劇はもう二度とあってはなりません。
- 困難を生きる人がいる現実を知り、見て見ぬふりはできません。



応援コメント

「中国『残留孤児・婦人』2世の生活支援等を求める請願署名」と募金にご協力ください

〈お問い合わせ先〉

- 日本中国友好協会
〒111-0053 台東区浅草橋5-2-3 鈴和ビル5階
☎03-5839-2140 fax03-5839-2141 E-mail : nicchu@jcfa-net.gr.jp
- 日本中国友好協会福岡県連合会
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通り2-8-23 橋口ビル3階
☎092-761-0604 fax092-753-6343 E-mail : kikoku@jcfa-fuk.jp